小田原三の丸ホール
ODAWARA SANNOMARU HALL

～利用料金の減免についてのご案内～

令和７年４月１日更新

◎減免の対象　以下の使用条件に当てはまる場合、利用料金減免の対象となります。

免除

ア　市が主催する事業に使用する場合

イ　市内の学校又は市内の児童福祉施設が、当該学校又は施設の行事として文化事業で使用する場合

利用料金の 1/2 を減額

認定した文化団体(以下「認定団体」)の詳細は裏面に記載

ウ　市が共催する文化事業に使用する場合

エ　国又は地方公共団体が公用のため、文化事業で使用する場合

オ　市長が別に定める基準により認定した文化団体が、文化事業で使用する場合

カ　市内の福祉団体で市が財政援助しているものが、文化事業で使用する場合

指定管理者が定める額の減免又は免除

キ　そのほかに、文化事業を行う場合で指定管理者が特に必要と認めるとき

※文化事業とは

・音楽を主とする事業
・舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする事業
・伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする事業
・美術、写真の発表・展示を主とする事業
・その他、文化事業として認められるもの

※共催の定義

市が使用者と共同で文化事業を開催するもので、その企画、運営に関わっており、市が主催している場合と、実質的に変わらないもの

お問い合わせ先
小田原三の丸ホール
TEL：0465-20-4152

※【オ】に記載の認定団体については下記の番号へご連絡ください
文化政策課　文化政策係
TEL：0465-33-1706

認定団体について

◎認定基準　下記の条件をすべて満たしている場合は、認定団体として認定されます。

ア　主たる活動の場が小田原市内であること。又は、構成員の５割以上が市内に居住、在学、又は通勤する人であること。
イ　規約を有し、かつ役員について規定があること。
ウ　自己財源を有し、かつ団体の運営が確実に行われていること。
エ　営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
オ　有償で行われているピアノ教室、バレエスクールなどの教室活動ではないこと。
カ　設立後１年以上の継続的かつ計画的な活動実績があること。
キ　市民ホールで過去２年間に１回以上自主公演又は展示会を行っていること。

◎必要書類

□規約
□１年間の予算及び事業計画書（小田原市民ホール以外での活動を含める）
□役員名簿及び構成員名簿
□前年度の決算書及び事業報告書（小田原市民ホール以外での活動を含める）
□申請日以前２年間における「小田原市民ホール使用許可・利用料減額(減免)決定通知書」
※許可証がなければホールで催事を行ったことが分かるチラシやポスター等の資料

◎認定方法

1. 認定団体の認定を受けようとする団体の代表者は、「認定申請書」を記入の上、必要書類を添えて文化政策課もしくはホール窓口で申請をお願いします。
2. 認定団体と認められた際には、文化政策課より団体の代表者に対して、「認定書」を交付します。

◎注意事項

・申請してから認定されるまで約２週間程度かかるため、余裕を持った申請をお願いします。
・認定の有効期間は認定日から２年以内です。
※認定された年度の翌年度までが有効期限です。（令和７年度に認定されると令和９年３月まで）
・認定団体の新規申請につきましては、随時受付を行います。
・年に一度、実績報告書を提出していただきます。（所定用紙あり）